

# 「第5次北九州市男女共同参画基本計画(素案)」に対する意見と市の考え方

## 【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ 今後の参考とするもの ⑤ その他

| No.        | 意見の概要  | 市の考え方  | 反映結果 |
|------------|--|--|------|
| 計画全般にかかるもの |  |  |      |
| 1          | さまざまな主張があることを認識し「共同」と「参画」を進めなければならない。そのために「適材適所」かつ「適正な労働対価」の実現が必要。これまでの価値観を列挙した上で、どの点を見直せば、それらが実現できるかを示す必要がある。   | 家族形態や働き方の変化に伴い、ジェンダー平等に対する意識は変化しています。多様な価値観をふまえ、ジェンダー平等社会の実現のため、今後とも計画に基づいた取組みを推進してまいります。  | ④    |
| 2          | パブリックコメントに関しては、市民として次期計画に託した思いであるので、すべての意見と市の考え方を公開していただきたい。   | いただいたコメントおよびそれに対する市の考え方については、ホームページにて掲載し、公表いたします。  | ⑤    |
| 3          | 第5次計画はよくできていると思う。1990年から男女共同参画の推進を進めてきたが、それ以前に生まれまた働いてきた人(特に男性)はまだまだ、男性優位の考えが頭の中にあり、ジェンダー平等などほど遠い考えを持っている。その年代の方たちが生活している地域では、いまだに男性優位、女だてらに、の考えが多く残っている。この考えを少しでも変えていくためには北九州市は積極的に男女共同参画基本計画を継続し、ジェンダー平等を実感できるまちを目指して頑張っていたいただきたい。 | 本計画に基づく各施策を着実に進め、本計画の副題でもある「ジェンダー平等を実感できるまちを目指して」まいります。  | ⑤    |
| 4          | 大きな社会の変動の中で、「男女共同参画、ジェンダー平等社会の実現」へ推進していく中で、新たな視点、新たな提案、新たな希望が生まれることを期待します。私たちも、そのためにより一層頑張っております。  | ジェンダー平等の実現に向けては、取り巻く環境の変化、国等の動向を注視する必要があります。今後もジェンダー平等を取り巻く社会情勢を正しく把握し、必要に応じた対応ができるよう努めてまいります。   | ⑤    |
| 5          | 大枠は「新ビジョン」に伴って市政は動いていきますので、そのなかでいかにジェンダー平等社会が構築をしていくかに期待している。  | 北九州市は令和6(2024)年3月に、新たな基本構想・基本計画を策定しました。基本計画では3つの重点戦略である『「稼げるまち」の実現』、『「彩りあるまち」の実現』、『「安らぐまち」の実現』のもと、各分野別計画等において施策や事業を実施していくこととしています。『「稼げるまち」の実現』では、「性別にかかわらずいキャリア形成の支援」に、また、『「安らぐまち」の実現』では、「多様性を認め合う文化のまちづくり」を目指し、ジェンダー平等社会の構築に取り組んでまいります。 | ⑤    |

# 「第5次北九州市男女共同参画基本計画(素案)」に対する意見と市の考え方

## 【意見の反映結果】

① 計画に掲載済 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ 今後の参考とするもの ⑤ その他

| No.                         | 意見の概要   | 市の考え方   | 反映結果 |
|-----------------------------|---|---|------|
| 6                           | 今回、提示された素案は、社会情勢の変化に対応したよい内容だと思います  | ジェンダー平等の実現に向けては、取り巻く環境の変化、国等の動向を注視する必要があります。今後もジェンダー平等を取り巻く状況を正しく把握し、必要に応じた対応ができるよう努めてまいります。  | ⑤    |
| 7                           | 男女共同参画の拠点施設として、ムーブの存在は非常に重要であると感じます。素案には予算などは書かれていませんが、ムーブの更なる機能強化と予算の確保を切望します。   | 職場、地域、家庭などあらゆる場においてジェンダー平等の視点に立った意識が浸透し、実感できる社会を目指し、男女共同参画センター・ムーブをジェンダー平等推進の拠点施設としてその機能充実に努めてまいります。  | ①    |
| <b>柱Ⅰ ジェンダー平等が浸透した社会の実現</b> |   |   |      |
| 8                           | ジェンダー平等教育は、保育園、幼稚園から小・中学校、高等学校に至るまで、いずれの過程でも各教科、学校行事にまたがり、教育全般で進める必要がある。  | 幼児から高校生まで、発達段階に応じた人権教育を推進するため、市独自で作成した人権教育指導資料を活用した人権学習を行ってまいりました。人権学習に留まらず、教育全般においてジェンダー平等の考え方が浸透していくよう努めます。                                 | ①    |
| 9                           | 人生を左右する進路指導においても偏りなく、男女ともに自由選択できるよう教諭同士切磋琢磨し、自身の平等意識の向上を図る必要があります。子どもの進路について仮に偏った意識を持つ養育者があれば、これを説得できるスキルの習得も必要になるだろう。こども・若者がより生きやすい希望のある社会を生み出せるように、ぜひ教育に重点を置いていただきたい。 | これまでも性別にとらわれない職業意識を醸成するため、市内中学校で「職場体験学習」を実施するなどしてまいりましたが、ご意見のとおり、教職員の指導力向上も大変重要だと考えています。今後とも、様々な施策を実施しながら学校教育の充実に努めてまいります。                    | ④    |
| 10                          | (最終案27ページ、具体的施策No.12201において)性別による固定的な役割分担意識にとらわれずに、主体性をもって家事や介護に参加できるよう、男性を対象とした講座を開催します。⇒男性が家事・育児・介護など家庭での責任を主体的に担うための取り組みの推進  | 男性も主体性をもって、家事、育児、介護等の家庭生活や地域活動にも参画できるよう、啓発や支援を行っていきます。また、企業・団体等に対しても、育児・介護関係制度等の利用促進など、男性が家庭生活に参画しやすくなるよう働きかけます。                              | ①    |
| 11                          | この柱は、意識啓発、意識向上についての柱であるので「意識」という文言への変更が必要ではないか。「ジェンダー平等が浸透した社会の形成」は、柱の1つではなく、究極の目的であり、柱の1つではない。この柱は、「意識向上」ということを明確にすべきである。  | ジェンダー平等の意識については、令和4年度に実施した市民意識調査において、性別による固定的な役割分担に否定的な人の割合が約8割となるなど改善の傾向が見られます。今後は、更なる“意識”向上はもとより、ジェンダー平等を“実現”することを見据え、目指すことを、柱Ⅰの文言に表しております。 | ③    |

「第5次北九州市男女共同参画基本計画(素案)」に対する意見と市の考え方

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ 今後の参考とするもの ⑤ その他

| No. | 意見の概要  | 市の考え方  | 反映結果 |
|-----|--|--|------|
| 12  | かつて、中学校区に1人の割合で、「男女共同参画地域推進員」を置かれていたが、現在はその制度がなくなっている。現在、女性団体連絡会議が地域の啓発事業を行っているが、民間団体だけに頼るのは限界がある。男女共同参画地域推進員制度を復活し、行政としてきちんと推進員候補者に研修をして地域活動を行ってもらうべきである。その上で、現在の地域推進員の会の補強をすべきである。 | 地域における啓発は非常に重要だと考えています。今後とも女性団体だけでなく、NPO等様々な団体と連携・協力を強めるとともに、その育成や活動支援に引き続き取り組むなど、さらに効果的な取組を研究いたします。                     | ④    |
| 13  | 進路指導、キャリア教育は、小中高年生に行うことは大切であるが、一番のネックは、進路指導教員を含め、学校の教員と、保護者である。児童生徒向けの職場体験や高校生向けに情報発信をしても、子どもたちの進路選択に大きな影響を与える教員、保護者が古い考えを持っているケースが多い。学校教員、および、保護者への研修を入れるべきである。                     | これまでも性別にとらわれない職業意識を醸成するため、市内中学校で「職場体験学習」を実施するなどしてまいりましたが、ご意見のとおり、教職員の指導力向上も大変重要だと考えています。また、保護者に対しては、個人面談等の中で適切に説明していきます。 | ④    |
| 14  | (最終案28ページ、具体的施策No.13101において)「ジェンダー平等の視点に立った学校教育の推進」とは何か。市民センターで社会教育として人権教育を行うということと比較して、非常にあいまいである。  | 家庭科学習を通して、家族の一員として協力して生活することの重要性、家庭生活での家族一人一人における望ましい役割分担について理解し、男女平等意識の育成を図ります。また、教員に対して研修会等を通じて指導力の向上に努めます。            | ④    |
| 15  | 学校教育の場では、教員の言動なども「隠れたカリキュラム」になる。学校現場は教員の言動も含め、まだジェンダー平等に敏感とはいえない。学校現場の教員を対象とするジェンダー平等研修が必要である。   | ジェンダー平等社会を実現するため、今後とも女性団体、NPO等様々な団体と連携・協力を強めるとともに、その育成や活動支援に引き続き取り組みます。  | ④    |
| 16  | 市民としてあらゆる方面においてジェンダー平等が進むよう啓発活動を行うと共に、身の回りのジェンダー平等への意識改革を仲間と共に積極的に取り組まなければならないと感じている。  | ジェンダー平等社会を実現するため、今後とも女性団体、NPO等様々な団体と連携・協力を強めるとともに、その育成や活動支援に引き続き取り組みます。  | ①    |
| 17  | 「学校教育」とありますが 公立幼稚園では、幼児名簿は男女別でなく生年月日順にしています。男女ではなく 発達段階に応じて一人ひとりを見ていくためです。「ジェンダー平等意識を育む学校教育」は『幼児期からの教育』はどうでしょうか。…学校の先生方の意識改革かもしれません。   | 幼児から高校生まで、発達段階に応じた人権教育を推進するため、市独自で作成した人権教育指導資料を活用した人権学習を行ってまいりました。幼稚園を含めた教育全般においてジェンダー平等の考え方が浸透していくよう努めます。               | ①    |

「第5次北九州市男女共同参画基本計画(素案)」に対する意見と市の考え方

【意見の反映結果】

① 計画に掲載済 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ 今後の参考とするもの ⑤ その他

| No. | 意見の概要  | 市の考え方   | 反映結果 |
|-----|--|---|------|
| 18  | 男性は女性にもっと感謝の気持ちを持ち、二人で家事、育児は行うべきという考えを今の子育て世代、子供たちにも、もっと学ぶ機会を増やしてもらいたい   | 幼児から高校生まで、発達段階に応じた人権教育を推進するため、市独自で作成した人権教育指導資料を活用した人権学習を行ってまいりました。人権学習に留まらず、教育全般においてジェンダー平等の考え方が浸透していくよう努めます。また、男性も主体性をもって、家事、育児、介護等の家庭生活や地域活動にも参画できるように、啓発や支援を行っていきます。 | ①    |
| 19  | 地域で暮らす高齢者(特に男性)にもジェンダー平等を前面に出した研修会を開催する機会を増やし、多くの男性に参加してもらえるように市が積極的に引っ張っていただきたい。  | 市民がジェンダー平等に関する問題を含めた人権問題について正しい理解と認識を深めることができるよう、地域で暮らす方が参加しやすい市民センターを中心として人権講座等の人権学習を行います。   | ①    |
| 20  | 女性だけではなく男性も多様なライフスタイルを選択でき、男性自身のライフイベントや課題にも対応しながら安心して暮らすことができる、男性にとっても暮らしやすい社会を目指すものであることをしっかり働きかけていくことが、ジェンダー平等が浸透した社会の実現により近づけるのではないかと思います。 | ジェンダー平等は女性だけでなく男性にとっても重要な課題です。男性にとってのジェンダー平等の意義を啓発するための講演会を開催したり、主体性をもって家事や介護に参画できるように男性を対象とした講座や、男性のための相談事業を引き続き実施してまいります。   | ①    |
| 21  | 地域の女性参画が広がっていることは確実にみえるが、まだまだ「参加」で終わっていることも多い。さまざまな機会で、能力や個性を発揮する参画人材育成が必要である。公的機関による人材育成セミナー等も実施されているので、地域への一步を踏み出す人材育成へつながっていくことを期待する。       | 少子高齢化に伴い、地域活動の担い手不足は深刻な課題です。地域活動の担い手、リーダーを目指す女性を対象に、男女共同参画やジェンダーの問題、地域課題の捉え方の他、価値観の違いを乗り越えともに活動していくためのスキルについて、実践的に学ぶ講座を実施します。   | ①    |
| 22  | 小学生や中学生に副読本が配布されているが、果たして教育のなかで活用されているでしょうか。出前授業形式で直接この計画等を理解する授業の場があるとよいと思う。若しくは、開かれた学校と言われるので、地域団体が連携できるとよいと思う。                              | 子どもの頃から性別にかかわらず個性と能力を発揮していけるよう、小・中学生向けの副読本を市内の全小中学校に配布し、指導の手引きを作成するなど活用を図っています。また道徳科の授業では、異性に対しても信頼を基にして正しい理解を図ることができるようにしています。   | ①    |



「第5次北九州市男女共同参画基本計画(素案)」に対する意見と市の考え方

【意見の反映結果】

① 計画に掲載済 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ 今後の参考とするもの ⑤ その他

| No.                              | 意見の概要  | 市の考え方   | 反映結果 |
|----------------------------------|--|---|------|
| 23                               | 具体的施策11105, 13101, 13304, 53101において、すべてに包括的性教育の視点を盛り込み、文言として明記してください。ジェンダー平等と包括的性教育はオーバーラップする部分が大いと考えます。10代の妊娠が多い北九州市において、「女は男に従うもの」というような昭和モデルのアンコンシャスバイアスやインターネットを通じて垂れ流される間違った性の知識をただすには、令和モデルの包括的性教育がおこなわれることが当たり前の都市になってほしいと考えます。 | 包括的性教育については、子どもたちを取り巻く社会環境の変化を踏まえて、性に関する正しい知識、科学的な知識を教えるために、公立小中学校の生命(いのち)の安全教育プログラムの中で実施しています。学習内容については、今後も関係機関等と協議しながら、充実に向けて取り組んでいきます。 | ④    |
| 24                               | 第5次男女共同参画基本計画で上げた施策のうち、学校教育におけるジェンダー平等教育の進捗状況を専門家による検証で知りたい。   | 第5次男女共同参画基本計画の進捗状況は、専門的な知見をお持ちの方々に構成される男女共同参画審議会に報告し、審議していただくこととしています。  | ④    |
| <b>柱Ⅱ あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大</b> |  |   |      |
| 25                               | (最終案33ページ、本文において)市民の政治への関心を高め、の前に「子どもから大人まで」の文言を入れる方が、下に続く具体的施策の学校で主権者教育を行うことを表現できる。※主権者教育は、女性だけの問題ではない。   | 男女を問わず、政治に関心を持つことで、政治に参加する人材を育成するためには、学校教育における主権者教育が重要です。いただいたご意見を参考に「子どもから大人まで」の文言を追加いたします。  | ②    |
| 26                               | (最終案31ページ、具体的施策No.22103において)地域で活躍する女性リーダー⇒女性が輝く企業や男女共同参画推進活動者等の情報を分野別に発信する。  | 北九州市表彰「男女共同参画功劳」部門では、地域で活躍する女性リーダーのロールモデルの情報を発信したり、また北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰では、女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進に取り組む企業・団体等の情報を発信するなどの取組を実施しています。         | ①    |
| 27                               | (最終案33ページ、具体的施策No.24101において)学校教育において主権者教育を実施する。<br>※学校教育において義務教育の教科(社会科、公民科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動)に組み込んで主権者教育を実施する。  | 政治を正しく理解し、政治に関心を持つことで、男女を問わず政治に参加する人材を育成するためには、学校教育における主権者教育が重要です。主に社会科の時間を中心に、今後も主権者教育を実施してまいります。  | ④    |

# 「第5次北九州市男女共同参画基本計画(素案)」に対する意見と市の考え方

## 【意見の反映結果】

① 計画に掲載済 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ 今後の参考とするもの ⑤ その他

| No. | 意見の概要   | 市の考え方  | 反映結果 |
|-----|---|--|------|
| 28  | (最終案33ページ、具体的施策No.24102において)女性の政治分野への参画を促す講座等の開催については、北九州市の生涯学習の特色である三層構造を利用するとよい。市全体の北九州市民カレッジ、区ごとの市民アカデミー、市民センター毎の講座の中で特に市民センターでの講座については必須とすれば、自治区やまちづくり協議会の役職に女性を増やすことにつながり、政治分野への女性の参画を容易にし、効果的である。<br>※情報発信の具体的な内容が知りたい。 | 男女共同参画センター・ムーブにおいて、若者や女性の政治参画促進をテーマとした講座を開催しています。当該講座の内容や女性の政治参画に関する記事等について、市及びムーブのホームページや情報誌等に掲載し情報発信を行っております。<br>ご指摘の市民カレッジ等の生涯学習の活用など様々な機会を捉えて、女性の政治参画を促進いたします。   | ④    |
| 29  | 政治分野への女性の参画の拡大に関して、施策の方向4の文章には立候補や議員活動等をしやすい環境整備に言及しているものの、具体的施策の中には、ハラスメント対策など環境整備がない。政治分野における男女共同参画推進法の改正によって、9条で義務づけられている。   | 改正法では、議会における欠席事由(妊娠、出産、育児、介護)の拡大、選挙による公職にある者等についてセクハラ・マタハラ等の防止にかかる研修の実施、相談体制の整備など、議員を対象とした内容が規定されました。<br>第5次計画への政治分野にかかる記載については、議事機関である議会を対象する取組みを掲載しておりませんが、法律に規定された取組みについては、議会において関係規定の整備、ハラスメント研修の実施などを行っているところであります。 | ③    |
| 30  | 地域においても、自治会、まちづくり協議会等の役員には圧倒的に男性が多く、女性がさらに積極的に担うことを意識する必要がある。   |  | ①    |
| 31  | 地域では 市民センターを核として地域行事や防災体制の確立などで女性の活躍がみえてきています。身近な地域への参画からジェンダー平等意識が芽生えると信じています。   | 地域における方針決定過程への女性の参画拡大は、担い手不足の解消とともに、異なる視点で新たな提案が生まれることが期待できます。今後も女性リーダーの育成、活躍を後押しするような機運の醸成や環境づくりに努め、ジェンダー平等を実感できる社会を目指します。  | ①    |
| 32  | 「少子高齢化に伴い、地域活動の担い手が不足することが予測され」とありますが既に不足している状況です。地域における方針決定過程への女性の参画拡大が担い手不足の解消とともに、異なる視点で新たな提案が生まれることに期待します。  |  | ①    |

「第5次北九州市男女共同参画基本計画(素案)」に対する意見と市の考え方

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ 今後の参考とするもの ⑤ その他

| No.                          | 意見の概要  | 市の考え方   | 反映結果 |
|------------------------------|--|---|------|
| 33                           | わたしたち女性もこれからの社会はジェンダー平等が当たり前という考えを持って日ごろから生活し、女性の社会進出の先頭に立って頑張っていくべきだと思う。  | ジェンダー平等の意識は変化していますが、性別による固定的な役割分担意識はアンコンシャスバイアスとなり、ジェンダー平等の阻害要因となっています。性別に関わらず、社会のあらゆる分野で、個性と能力を発揮できるよう、意識や行動変革に向けた取組みを実施してまいります。   | ①    |
| 34                           | 「地域ごとにジェンダー平等推進員を配置する」を施策に加えるべき。<br>理由: 市全体にジェンダー平等意識を高めるためには、地域に核となる人材を配置し周知・啓発を行うことが効果的だと思う。以前は、地域ごとに男女共同参画推進員が配置されていた。  | 地域における啓発は非常に重要だと考えています。今後とも女性団体だけでなく、NPO等様々な団体と連携・協力を強めるとともに、その育成や活動支援に引き続き取り組むなど、さらに効果的な取組を研究いたします。  | ④    |
| <b>柱Ⅲ 女性が多様に活躍できる経済社会の実現</b> |  |   |      |
| 35                           | (困難女性支援法について)男女共同参画センターを含む諸施設が困難女性の受け皿および上記啓発・調査活動の実施機関として機能しています。しかし、その職員の多くは任期付きの非正規雇用で働いています。行政サービスの担い手として大きな責任を有する職員の雇用形態が不安定な状態では、安定的・持続的な支援を提供していくことは困難です。より実効性の高い施策となるよう、予算の安定的な確保や人材の養成、処遇改善を求めます。 | 困難女性支援法では、市町村の努力義務として、基本計画の策定、関係機関の情報交換や協議の場である支援調整会議の設置、効果的な支援方法の調査研究の推進などを規定しています。本市においては、第5次計画の一部を法が求める基本計画と位置づけ、総合的に困難女性の支援に取り組むこととしています。まずは関係機関との情報交換、連携、協力等により、効果的かつ実効性の高い施策を検討いたします。 | ④    |
| 36                           | (最終案16ページ、図表20において) 男女間賃金格差は福岡県と全国のデータに加えて北九州市の男女格差も入れてほしい。  | ご指摘の図表20男女間賃金格差につきましては、厚生労働省の「賃金構造基金統計調査」の出典の数値を掲載しております。現時点では、市町村単位の統計がないため、福岡県の数字を引用しております。   | ③    |
| 37                           | (最終案35ページ、具体的施策No.31203において)保育士資格取得予定者⇒保育士資格取得予定者及び保育士資格後保育士として就労していない人を対象に保育士等就職支援事業を実施します。<br>※女子大学生の起業支援をロールモデルで示してはどうか。  | 起業に関する相談やセミナー、先輩起業家との交流会を、起業前から起業間もない時期にある女性を対象に開催します。<br>また、保育士資格取得予定者等の「等」の中に、保育士資格後保育士として就労していない人を含めて対象としています。   | ③    |
| 38                           | (最終案37ページ、具体的施策No.32109において)助成対象になる先進的な職場改善とは  | 若手人材等の確保や定着を推進することを目的としたリフレッシュスペース導入、カフェスペース導入、仮眠スペース導入などを想定しています。  | ⑤    |

「第5次北九州市男女共同参画基本計画(素案)」に対する意見と市の考え方

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ 今後の参考とするもの ⑤ その他

| No.                                 | 意見の概要  | 市の考え方   | 反映結果 |
|-------------------------------------|--|---|------|
| 39                                  | (最終案37ページ、具体的施策No.32101において)経営者、管理者の意識改革を強く押し進めて欲しい。   | 女性が安心してフレキシブルに働き続けることができる環境づくりは経営者や管理者の意識改革が非常に重要であることから、官民一体となって取り組みます。  | ④    |
| 40                                  | 再就職支援では、前職のキャリアが活かされ、それに見合う収入を得られるような支援が必要である。また、再就職しやすいよう、キャリアアップできるような支援をし、就職先のマッチング等の支援も必要である。  | 女性の就職・子育てとの両立・キャリアアップ・創業などをワンストップで支援する「ウーマンワークカフェ北九州」を国・県・市が連携して運営しています。個別カウンセリングやセミナー等を通して、長期的なキャリアを見据えた就職を支援しています。  | ④    |
| 41                                  | (最終案38ページ、具体的施策No.33104において)支援の在り方を検討するための交流会なのか。どのような効果があるのか疑問である。  | 多様な業種の企業と女性との交流の場を通じて、女性自身の業界に対する意識変化や就業意欲の向上につなげるとともに、女性をはじめ誰もが働きやすい職場環境づくりを促進します。   | ④    |
| 42                                  | 5次計画の施策の方向に、「女性活躍推進」を入れるべきである。具体的施策に、女性活躍推進が入っているが、その上位となるものが、「働き続けることができる・・・」ではおかしい。「働き続ける」と「活躍」は違う。計画の体系(枠組み)は、「柱」と「施策の方向」であり、この中に「女性活躍」が入っていないなければならないのではないか。 | 施策の方向の上位の柱のⅢは『女性』が多様に『活躍』できる経済社会の実現」と定めております。当該柱は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で策定が義務づけられている女性活躍推進計画と位置づけており、女性活躍推進にかかる各種施策にしっかり取り組んでまいります。  | ③    |
| 43                                  | 企業においては男女の収入格差が縮まるよう考慮する必要がある。   | 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の改正により、一般事業主行動計画の策定義務が拡大し、令和4(2022)年7月より、常用労働者数が301人以上の事業主は、男女の賃金差異が情報公表の必須項目となりました。収入差異の是正に向け、女性が多様に活躍できる経済社会の実現やワークライフバランス推進に取り組んでまいります。 | ④    |
| <b>柱Ⅳ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進</b> |  |   |      |
| 44                                  | 中小企業や個人経営の店舗において、女性に重きがかかる子育て・介護などをしながらも仕事を続けることができるような環境づくり・働き方改革に努めないとなりに進めません。施策の推進を求めます。   | 長時間労働の削減、テレワークをはじめとした柔軟な働き方の導入、男性の育児休業の取得促進など、企業の意識・働き方改革が進むよう、意識啓発や情報提供、関係法令や各種支援制度の周知などに取り組めます。   | ①    |



「第5次北九州市男女共同参画基本計画(素案)」に対する意見と市の考え方

【意見の反映結果】

① 計画に掲載済 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ 今後の参考とするもの ⑤ その他

| No. | 意見の概要   | 市の考え方   | 反映結果 |
|-----|---|---|------|
| 45  | ワーク・ライフ・バランス指標等があれば、満たしていない点について、企業で取り組むように指導、その改善状況を確認することも必要だと思う。   | 第5次計画では、ワークライフバランスに関する数値目標及びモニタリング指標として、男性の育児休業取得率やワークライフバランスが取れていると感じる割合などを掲げています。それらの目標を達成できるよう、働き方改革やワーク・ライフ・バランス推進などに取り組む市内事業所を対象に、セミナーの講師やアドバイザー(社会保険労務士)を派遣する取組みを実施します。また、企業の実施状況等については指標を把握するとともに、企業、働く人、行政等で組織された協議会で情報共有を図ってまいります。 | ④    |
| 46  | (最終案43ページ、具体的施策No.42204において)疾病等により一時的に日常生活に支障が生じた場合…⇒ひとり親家庭等に対して疾病等の時のみならず常に家事や保育等の支援が受けられる。                                  | 利用時間や利用日数に限りはありますが、ひとり親家庭に対して、生活援助や子育て支援を受けることのできる制度があります。  | ④    |
| 47  | 地域において女性が活躍するためには、保育所の充実や学童保育等子育てに支援が必要である。少子化の解決にもつながる。行政をはじめ家庭、地域、職場での環境を整えることが必要である。                                       | 保育の需要と多様なニーズの把握に努めるとともに、病児保育、延長保育などを含めた保育サービスや放課後児童クラブの充実など、引き続ききめ細かな子育て支援策に取り組めます。   | ①    |
| 48  | (最終案39ページ、本文において)「ライフ」を支える子育てや介護等の施策を各分野別に基づき実施します。この各分野がどこを示しているのかが分かりにくかった。   | 「各分野別計画」の文言を、『「元気発進！子どもプラン」や「しあわせ長寿プラン」などの各分野別計画』と修正します。  | ②    |
| 49  | 福岡市では仕事をしていない母親でも 買い物や通院・介護などで短時間子どもを保育所に預けることができるようにする…とありました。多様なライフスタイルとはこのようなことも含むのでしょうか。病児・病後保育の受け入れができる小児科・総合病院を 増やしてほしい | 全てのこどもの育ちを応援し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、「こども誰でも通園制度」を試行実施しています。また、病児保育施設については、令和6年度中に14か所目を開設する予定(戸畑区)です。  | ④    |
| 50  | 今の子育て世代は育児も家事も男女平等という考えが浸透しており、夫婦で協力して働き、家事、育児をこなして頑張っていると思う。だから、すべての会社で男性の育休が取れるようにこの活動は続けていくべきだと思う。                         | 市民意識調査によると、男性の約8割が育児休業を取得したいと回答しています。長時間労働の削減、テレワークをはじめとした柔軟な働き方の導入など、男性の育児休業取得が更に進むよう、意識啓発や各種支援制度の周知などに取り組めます。   | ①    |

「第5次北九州市男女共同参画基本計画(素案)」に対する意見と市の考え方

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ 今後の参考とするもの ⑤ その他

| No.                        | 意見の概要  | 市の考え方   | 反映結果 |
|----------------------------|--|---|------|
| 51                         | 「民間のベビーシッター利用料を助成」を加えるべき。<br>理由: 保育園や「ほっと子育てふれあいセンター」は、急用で子どもを預けたい時に利用できないことがあると聞いている。   | 家庭での保育が一時的に困難になった場合に、保育所に預けることができる一時保育を実施しています。<br>また、子どもの預かりをより利用しやすい仕組みとするため、「ほっと子育てふれあい事業」を「シン・子育てファミリー・サポート事業」として、報酬額および利用料の改定や、民間と連携した預かり場所の確保を行います。                                   | ④    |
| <b>柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現</b> |  |   |      |
| 52                         | (令和6年4月に施行された「困難女性支援法」に関連して)行政機関にたどり着けない女性たちに対し、よりきめ細かいアウトリーチを行うことのできる民間団体への支援および連携強化を、第5次北九州市男女共同参画基本計画の「柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現」で明示するよう求めます。 | 本年4月に施行された「困難女性支援法」においては、基本計画の策定、関係機関と情報交換や協議を行う支援調整会議の設置、民間団体との協働による支援などが定められています。本市においては、第5次計画の一部を法が求める基本計画と位置づけ、総合的に困難女性の支援に取り組むこととしていきます。まずは関係機関との情報交換、連携、協力等により、効果的かつ実効性の高い施策を検討いたします。 | ④    |
| 53                         | (最終案47ページ、具体的施策No.51208において)(包括的な支援体制について)いつまでに構築するのか、早急に取り組む必要があると思う。苦しんでいる人たちの支援の情報が届くようにしてほしい。  | 地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、令和7年度から全区にて、①から⑤までの事業を一体的に実施いたします。          | ④    |
| 54                         | 生涯を通じた女性のヘルスケア支援には仕事上からも必要である。<br>女性だけに限らないが、体と心、精神まで健康であることの大切さと健康の知識、自己ケアの方法の浸透が今後の社会には必要である。  | 男女がともに身体について正しい情報を持ち、十分に理解し、尊重しながら思いやりを持って生きることは、ジェンダー平等社会の前提となるものです。これまでも生涯を通じた健康づくりのためさまざまな講座を行ってまいりましたが、新たに市内事業所に対し、ヘルスケアの情報提供やセミナー案内を行うなど理解の促進に努めます。                                    | ①    |
| 55                         | (最終案51ページ、具体的施策No.53302において)市内事業所女性のヘルスケアに早急に取り組んでほしい。   |   | ①    |

# 「第5次北九州市男女共同参画基本計画(素案)」に対する意見と市の考え方

## 【意見の反映結果】

① 計画に掲載済 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ 今後の参考とするもの ⑤ その他

| No. | 意見の概要   | 市の考え方  | 反映結果 |
|-----|---|--|------|
| 56  | (「困難を抱えた女性等」について)等の対象がわからないので、4次の基本計画の(1)の記載のとおり、障がい者、ひとり親、外国人等の困難な女性の家族とか子どもとか具体的に記載してほしい。   | 「困難を抱えた女性等」とは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」にて、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性と規定されています。用語解説に説明を追加いたします。                                      | ②    |
| 57  | 困難を抱えた女性への支援の体制があっても、知らなかったり、利用しづらかったりすることがないようにしてほしい。  | 困難を抱えた女性等の支援について関係機関による情報共有や協議を行う「支援調整会議」を設置し、支援体制について横断的に検討します。また、子ども・家庭相談コーナーや男女共同参画センター・ムーブなどの窓口の周知に務めます。   | ④    |
| 58  | 附属資料について 共同親権についての新たな法律の対応が入っていない。附属資料に条文を入れ、DV対策の考慮を入れるべきではないか。  | 令和6年5月に「共同親権」を認める改正民法が成立したことを、附属資料・男女共同参画に関する国内外の動きに追記します。以後、令和8年の施行までに、国において具体的なガイドラインが制定される見込みです。北九州市としてもこれらの動きを注視し、対応を検討してまいります。                                  | ②    |
| 59  | (最終案50ページ、具体的施策No.52201において)「…女性の防犯意識の向上を図る」という点に関して、この文章では、被害者である女性の防犯意識が低いのでこれを向上する必要があるように見える。被害者が気をつけるのではなく、加害者が犯罪を起こさないようにするという点が第一にすべきことである。必要なのは、犯罪を犯さない教育、法の順守教育であろう。 | 男女を問わず誰もが安心な生活を送れる社会は、あらゆる性の人権が尊重された社会です。加害者側と被害者側の両面から被害防止と犯罪防止を進める必要があると考えます。その上で、防ぐことのできるハラスメントや性犯罪についての知識を啓発やセミナーで広めてまいります。取組内容の「女性の防犯意識の向上」を「市民の防犯知識の啓発」に変更します。 | ②    |
| 60  | 性犯罪の被害者の男女別統計を示してほしい。   | 警察庁が公表している「犯罪被害者白書」では刑法犯の罪種別認知件数(総数のみ)もしくは特定罪種別の死傷別被害者数(女性内数あり)があるのみです。<br>なお福岡県警のHPによると、令和5年中における性犯罪認知件数は、362件であり、被害者の男女別は男性11件、女性351件となっています。                      | ⑤    |

「第5次北九州市男女共同参画基本計画(素案)」に対する意見と市の考え方

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ 今後の参考とするもの ⑤ その他

| No. | 意見の概要  | 市の考え方   | 反映結果 |
|-----|--|---|------|
| 61  | 学校教育において、性の多様性を含む包括的な性教育を進める必要がある。   | 包括的性教育については、子どもたちを取り巻く社会環境の変化を踏まえて、性に関する正しい知識、科学的な知識を教えるために、公立小中学校の生命(いのち)の安全教育プログラムの中で実施しています。学習内容については、今後も関係機関等と協議しながら、充実に向けて取り組んでいきます。   | ④    |
| 62  | (柱Ⅴ 安心して健康に暮らせる社会の実現についても)Ⅰのジェンダー平等…と同様に 学校教育の道徳や生活科などを通して発達段階に応じて指導してほしい。   | 幼児から高校生まで、発達段階に応じた人権教育を推進するため、市独自で作成した人権教育指導資料を活用した人権学習を行ってまいりました。人権学習に留まらず、教育全般においてジェンダー平等の考え方が浸透していくよう努めます。   | ①    |
| 63  | (最終案49ページ、具体的施策No.52105において)市役所におけるハラスメント防止について、研修対象に市議会議員を加えてください。<br>柱Ⅱ施策の広報4でも、政治分野への女性の参画拡大が書かれていますが、女性候補者や女性議員が受けるハラスメントは、女性の政治分野への進出に影を落とします。ぜひ、市議会も対象にしてください。 | 「政治分野における男女共同参画に関する法律」の改正法では、議会における欠席事由(妊娠、出産、育児、介護)の拡大、選挙による公職にある者等についてセクハラ・マタハラ等の防止にかかる研修の実施、相談体制の整備など、議員を対象とした内容が規定されました。<br>第5次計画への政治分野にかかる記載については、議事機関である議会を対象とする取組みを掲載しておりませんが、法律に規定された取組みについては、議会において関係規定の整備、ハラスメント研修の実施などを行っているところです。 | ③    |

計画の推進及び数値目標等

|    |   |  |   |
|----|---|--|---|
| 64 | (最終案31ページ、具体的施策No.22101において)女性参加率の把握(モニタリング)や啓発ではなく、女性の参画の拡大が必要だと考える。まちづくり協議会の女性会長の比率を5割にすべき。                     | 今後も地域における女性リーダーの育成、活躍を後押しするような機運の醸成や環境づくりに努め、自治会等の地域団体への女性の参加率や会長比率の向上につなげていきます。                               | ④ |
| 65 | 第4章に示されている「モニタリング指標」とはどのような意味なのか不明。「数値目標と、参考となるモニタリング指標を設定した」とはどのような意味か。どのように違うのか、説明が不十分である。<br>数値目標をきちんと示すべきである。 | 「数値目標」は、目標達成に向けて数字の目標を掲げて取り組むための指標です。一方、「モニタリング指標」とは、数値の推移を把握し進捗管理を行いながら、施策の展開につなげるための指標のことです。本文中に説明の表現を追加します。 | ② |



# 「第5次北九州市男女共同参画基本計画(素案)」に対する意見と市の考え方

## 【意見の反映結果】

① 計画に掲載済 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ 今後の参考とするもの ⑤ その他

| No. | 意見の概要   | 市の考え方  | 反映結果 |
|-----|---|--|------|
| 66  | <p>社会全体における男女平等達成感の目標を20%にすべき。<br/>理由: 国の調査では男女平等達成感が全国平均で既に14.7% となっているため、15%は低すぎると思う。高い目標を掲げ、ジェンダー平等推進の取り組みを進めてもらいたい。</p> | <p>令和4(2022)年に実施した市民意識調査では、社会全体で「男女平等」と回答した割合は10.7%にとどまっており、平成29(2017)年に実施した前回調査でも10.6%と、大幅な向上が難しい項目であると考えています。まずは、全国の14.7%を目指し、15%と設定しています。</p> | ③    |